

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(12月2日 現在)

参考2

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
	原乳	3/21～:(2市6町3村 ^{*1})	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～:(2市6町3村 ^{*2}) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～:(2市6町3村 ^{*2})
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	3/23～:(2市6町3村 ^{*3})	3/23～:(2市6町3村 ^{*3})
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～:(2市6町3村 ^{*2})	—
	カブ	4/13～:(4市7町3村 ^{*4}) 4/18～:(福島市) 4/25～:(本宮市) 10/18～:(二本松市)	4/13～:(飯館村)
	原木シイタケ(露地栽培)	7/19～:(伊達市) 7/22～:(新地町) 11/14～:(川俣町)	—
	原木シイタケ(施設栽培)	10/31～:(相馬市、いわき市)	—
	原木ナメコ(露地栽培)	9/15～:(11市21町11村 ^{*5}) (棚倉町、古殿町の高根原については、9/6から出荷制限)	9/15～:(いわき市、棚倉町) 9/20～:(南相馬市) (棚倉町の高根原については、9/6から摂取制限)
	キノコ類 (野生のものに限る。)	10/18～:(喜多方市)	—
	たけのこ	5/9～:(伊達市、相馬市、三春町) 5/13～:(南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村)	—
	くさそつ(ごごみ)	5/9～:(福島市、桑折町)	—
	ウメ	6/2～:(福島市、伊達市、桑折町) 6/6～:(相馬市、南相馬市)	—
	ユズ	8/29～:(福島市、南相馬市) 10/14～:(伊達市、桑折町)	—
	クリ	9/20～:(伊達市、南相馬市)	—
	穀類	米(平成23年産)	11/17～:(福島市(旧小国村の区域に限る。)) 11/29～:(伊達市(旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。))
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～:(全域)	4/20～:(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/6～:(秋元湖、榑原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川 6/17～:(真野川(支流を含む。))	—
	ウグイ	6/17～:(真野川(支流を含む。)) 6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	アユ(養殖を除く。)	6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))、新田川(支流を含む。))	—
肉	牛肉 ^{*6}	7/19～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
	イノシシ肉	11/9～:(相双地域(2市7町3村) ^{*7}) 11/25～:(県北地域(4市3町1村) ^{*8}) 12/2～:(5市10町7村) ^{*9} 12/2～:(8市13町8村) ^{*10}	11/9～:(相双地域(2市7町3村) ^{*7}) 11/25～:(県北地域(4市3町1村) ^{*8})
	クマ肉	—	—
	—	—	—
		茨城県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	10/14～:(土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、阿見町)	—
	原木シイタケ(施設栽培)	10/14～:(土浦市、鉾田市、茨城町)	—
肉	イノシシ肉	12/2～:(全域)	—
その他	茶	6/2～:(29市8町2村) ^{*11}	—
		栃木県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	11/7～:(鹿沼市、矢板市) 11/8～:(大田原市、那須塩原市) 11/14～:(5市5町 ^{*12})	—
	原木ナメコ(露地栽培)	11/14～:(那須塩原市、日光市)	—
	牛肉 ^{*6}	8/2～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
肉	イノシシ肉	12/2～:(全域)	—
	シカ肉	12/2～:(全域)	—
その他	茶	6/2～:(鹿沼市、大田原市) 7/8～:(栃木市)	—
		千葉県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	10/11～:(我孫子市、君津市) 11/18～:(流山市)	—
その他	茶	6/2～:(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市) 7/4～:(勝浦市)	—
		神奈川県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(湯河原町)	—
		群馬県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/30～:(渋川市、桐生市)	—
		宮城県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{*6}	7/28～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
		岩手県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{*6}	8/1～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—

*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、榑葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

*2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、榑葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

*3 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、榑葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

*4 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、榑葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

*5 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、榑葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村

*6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

*7 相馬市、南相馬市、広野町、榑葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、川俣町、飯館村

*8 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

*9 郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村

*10 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村

*11 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎町、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村

*12 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県): 12月2日現在

		出荷制限	
		全域	地域別
		福島県	
原乳	3/21～(右の地域を除く)	3/21～4/8解除: (喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町)	3/21～4/16解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧郡路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、殿川村、瑞町、矢祭町、いわき市)
		3/21～4/21解除: (相馬市、新地町)	3/21～5/1解除: (南相馬市(鹿島区のうち、烏崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。))、川俣町(山木屋の区域を除く。))
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、カキナ、コマツナ等)	3/21～(右の地域を除く)	3/21～5/8解除: (白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村)	3/21～5/11解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝村)
		3/21～5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇枯木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。))	3/21～6/1解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
その他すべて	3/23～(右の地域を除く)	3/21～6/23解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村)	3/21～11/4解除: (広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
		3/23～5/11解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝村)	3/23～5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇枯木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。))
結球性葉菜類(キャベツ等)	3/23～(右の地域を除く)	3/23～6/23解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村)	3/23～4/27解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝村)
		3/23～5/4解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	3/23～5/11解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村)
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～(右の地域を除く)	3/23～5/18解除: (会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楳枝村、只見町)	3/23～5/4解除: (いわき市)
		3/23～6/15解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇枯木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。))、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村)	3/23～5/11解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
カブ	3/23～(右の地域を除く)	3/23～5/18解除: (会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楳枝村、只見町)	3/23～5/4解除: (いわき市)
		3/23～6/15解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇枯木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。))、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村)	3/23～5/11解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
原木しいたけ(露地栽培)	-	4/13～: (伊達市、飯館村、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楳葉町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。))、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。))	4/13～4/25解除: (いわき市)
		4/13～5/16解除: (田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、新地町)	4/25～: (本宮市)
原木しいたけ(施設栽培)	-	4/13～5/23解除: (川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	7/19～: (伊達市)
		10/18～: (二本松市)	7/22～: (新地町)
原木ナメコ(露地栽培)	-	7/19～9/7解除: (本宮市)	7/19～9/7解除: (本宮市)
		11/14～: (川俣町)	11/14～: (川俣町)
キノコ類(野生のものに限る。)	-	10/31～: (相馬市、いわき市)	10/31～: (相馬市、いわき市)
		9/6～: (棚倉町、古殿町)(※菌根圏に属する野生キノコに限る)	9/15～: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、瑞町、猪苗代町、広野町、楳葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、川内村、葛尾村、飯館村)
たけのこ	-	10/18～: (喜多方市)	10/18～: (喜多方市)
		5/9～: (伊達市、相馬市、三春町)	5/9～: (伊達市、相馬市、三春町)
くさそてつ(こごみ)	-	5/13～: (南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村)	5/13～: (南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村)
		5/9～5/30解除: (平田村)	5/9～5/30解除: (平田村)
ウメ	-	5/9～6/8解除: (いわき市)	5/9～6/8解除: (いわき市)
		5/9～6/21解除: (天栄村)	5/9～6/21解除: (天栄村)
ユズ	-	5/13～6/21解除: (国見町)	5/13～6/21解除: (国見町)
		5/13～6/21解除: (国見町)	5/13～6/21解除: (国見町)
クリ	-	11/17～: (福島市(旧小園村の区域に限る。))	11/17～: (福島市(旧小園村の区域に限る。))
		11/29～: (伊達市(旧小園村及び旧日館町の区域に限る。))	11/29～: (伊達市(旧小園村及び旧日館町の区域に限る。))
イカナゴの稚魚	4/20～	6/6～: (秋元湖、楳原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(楳川との合流点から上流の部分に限る。))及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。))	6/6～: (秋元湖、楳原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(楳川との合流点から上流の部分に限る。))及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。))
		6/17～: (真野川(支流を含む。))	6/17～: (真野川(支流を含む。))
ヤマメ(養殖を除く。)	-	6/17～: (真野川(支流を含む。))	6/17～: (真野川(支流を含む。))
		6/27～: (阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	6/27～: (阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))
ウグイ	-	6/27～: (阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	6/27～: (阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))
		6/27～: (阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。))、新田川(支流を含む。))	6/27～: (阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。))、新田川(支流を含む。))
アユ(養殖を除く。)	7/18～	8/25一部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される生魚は出荷制限の対象から除く。))	8/25一部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される生魚は出荷制限の対象から除く。))
		11/9～: (相馬市、南相馬市、広野町、楳葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村)	11/9～: (相馬市、南相馬市、広野町、楳葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村)
肉	-	11/25～: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村)	11/25～: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村)
		12/2～: (郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、川内村、葛尾村、飯館村)	12/2～: (郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村)
クマの肉	-	11/25～: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村)	11/25～: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村)
		12/2～: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村)	12/2～: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村)

* 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):12月2日現在

		出荷制限													
		茨城県		栃木県		群馬県		千葉県		神奈川県		宮城県		岩手県	
		全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別
原乳		3/23~4/10 解除	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ	3/21~4/17解除 (右の地域を除く)	3/21~6/1解除 北茨城市、 高萩市	3/21~4/27 解除	3/21~4/21解除 那須塩原市、 塩谷町	3/21~4/8 解除	-	-	4/4~4/22解除 旭市、香取市、 多古町	-	-	-	-	-	-
	カキナ	3/21~4/17 解除	-	3/21~4/14 解除	-	3/21~4/8 解除	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	シュンギク、テンゲンサイ、サンチュ	-	-	-	-	-	-	-	4/4~4/22解除 旭市	-	-	-	-	-	-
パセリ	3/23~4/17 解除	-	-	-	-	-	-	-	4/4~4/22解除 旭市	-	-	-	-	-	-
セルリー	-	-	-	-	-	-	-	-	4/4~4/22解除 旭市	-	-	-	-	-	-
原木シイタケ(露地栽培)	-	10/14~ 土浦市、行方市、鉾田 市、小美玉市	-	-	-	-	-	-	10/11~ 我孫子市、君津市	-	-	-	-	-	-
		11/10~ 茨城町、阿見町							11/18~ 流山市						
原木シイタケ(施設栽培)	-	10/14~ 土浦市、鉾田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		11/10~ 茨城町													
原木クリタケ(露地栽培)	-	-	-	11/7~ 鹿沼市、矢板市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				11/8~ 大田原市、那須塩原市											
				11/14~ 足利市、佐野市、真岡 市、さくら市、那須烏山 市、上三川町、茂木町、 市貝町、芳賀町、高根沢 町											
原木ナメコ(露地栽培)	-	-	-	11/14~ 那須塩原市、 日光市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉	牛肉	-	-	8/2~ (8/25~:県の定め る出荷・検査方針に 基づき管理される牛 を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	7/28~ (8/19~:県の定め る出荷・検査方針に 基づき管理される牛 を除く。)	-	8/1~ (8/25~:県の定め る出荷・検査方針に 基づき管理される牛 を除く。)
	イノシシ肉	12/2~	-	12/2~	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	シカ肉	-	-	12/2~	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	茶	6/2~ (右の地域を除く)	6/2~10/18解除 古河市、常総市、坂東 市、八千代町、境町	-	6/2~ 鹿沼市、大田原市	-	6/30~ 流山市、桐生市	-	6/2~ 野田市、成田市、八 街市、富里市、山武 市	-	6/2~ 湯河原町	-	-	-	-
					7/8~ 栃木市				7/4~ 勝浦市		6/2~8/29解除 南足柄市				
									6/2~9/12解除 松田町、山北町		6/23~9/12解除 松田町、山北町				
									6/2~10/14解除 大網白里町		6/2~10/14解除 愛川町、清川村				
											6/23~10/26解除 相模原市				
											6/27~10/26解除 中井町				
											6/2~11/1解除 小田原市				
											6/2~11/10解除 真鶴町				

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：12月2日現在

		摂取制限	
		福島県	
		全域	地域別
野菜	非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～5/4解除：(白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
			3/23～5/11解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
			3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
			3/23～6/1解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			3/23～6/23解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村)
			3/23～11/4解除：(広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
	結球性葉菜類(キャベツ等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～4/27解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
			3/23～5/4解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			3/23～5/11解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
			3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
			3/23～10/28解除：(広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
			3/23～4/27解除：(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～5/4解除：(いわき市)	
		3/23～5/11解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
		3/23～5/18解除：(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)	
		3/23～6/15解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村)	
		3/23～10/28解除：(広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	
		原木しいたけ(露地)	-
キノコ類(野生のものに限る。)	-	9/8～： 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)	
		9/15～： いわき市、棚倉町	
		9/20～： 南相馬市	
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～	
肉	イノシシの肉	-	11/9～： (相馬市、南相馬市、広野町、檜枝岐村、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村)
			11/25～： (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村)

※ の箇所は、摂取制限の対象